

令和4年度

事業計画書



社会福祉法人 永光会

法人本部

社会福祉法人永光会倫理綱領

社会福祉法人永光会は、法人の基本理念に基づき、高い公共性と倫理性に立脚し、利用者はもとより地域社会における福祉充実に主導的に取り組むよう努めるため、ここに倫理綱領を定める。

1. 個の尊厳に基づく利用者の自己決定を最大限尊重し、利用者中心の福祉サービスの提供に努める。
2. 常に公平・公正な法人運営に努め、先駆性・独自性を探求し、地域社会の広範な期待に応える。
3. 法人・施設の総力を挙げて、公益的な取組を推進し地域福祉の発展に寄与する。
4. 社会福祉の専門家として、創造性と開拓性を発揮できるよう自己研鑽を積み、資質の向上に努める。
5. プライバシーポリシーに基づき、個人情報の保護および適正な管理を行う。

(平成28年8月1日 制定)

社会福祉法人永光会行動指針

社会福祉法人永光会は、「社会・地域における福祉の充実・発展」に寄与することを指名とし、社会福祉事業の安定的・継続的経営に努めるとともに、多様な地域課題や福祉需要に柔軟かつ主体的に取り組む公共的・公益的かつ信頼性の高い法人を目指す。

この使命を果たすため、次の行動指針に基づく経営を実施する。

I. 利用者に対する基本姿勢

1. 人権の尊重
2. サービスの質の向上
3. 地域との良好な関係の継続
4. 生活環境・利用環境の向上

II. 社会に対する基本姿勢

5. 地域における公益的な取組の推進
6. 地域の協力を得るための情報の発信

III. 福祉人材に対する基本姿勢

7. トータルな人材マネジメントの推進
8. 人材の確保に向けた取組みの強化
9. 人材の定着に向けた取組みの強化
10. 人材の育成のための研修等の強化

IV. マネジメントに対する基本姿勢

11. コンプライアンスの徹底
12. 組織統治（ガバナンス）の確立
13. 健全な財務規律の確立

(平成28年8月1日 制定)

1. 永光会基本理念

春 風 致 和

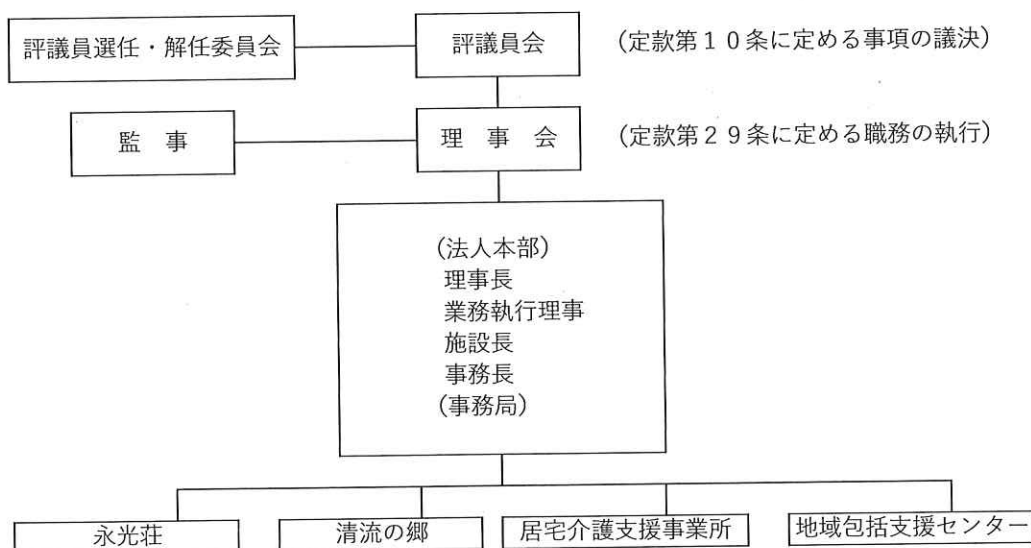
昭和六十一年古稀眞下玄永

致孝
和風

(昭和61年、法人認可の年に初代理事長眞下玄永の揮毫)

2. 永光会組織

法人組織を、以下のとおりとする。



(「永光荘」、「清流の郷」、「居宅介護支援事業所」及び「地域包括支援センター」の組織図は夫々の事業計画書に示す。)

3. 法人本部事業

新型コロナウイルス感染症のワクチン追加接種（3回目）が進んでいるが、終息するには、まだまだ多くの時間を要するものと思われる。今年度も「コロナ」との付き合いのなかで事業を進めなければならないと覚悟している。

現在、推進中の新中期計画（2018～2022）については、介護保険法の改正やコロナの感染拡大など周辺環境変化に伴ない令和2年度末に見直しを行った。

最終年度である今年度は、下記の（1）項を重点取組み事業と定め、見直し事項も含めて計画の完結を図り、次期計画に繋げたい。

（1）重点取組み事項

1) 業務継続に向けた取組みの強化

- ① 新型コロナウイルス感染症対策の継続（BCPに基づいて）
- ② BCPに基づく実効ある訓練の実施とBCPの見直し・改善
- ③ BCP（感染症・自然災害）に基づく消耗品・備品類の計画的備蓄

2) ICTの推進によるサービスの質の向上と業務の効率化

- ① LIFEの活用⇒サービスの質の向上
- ② システムの自動化、ICT・ロボットの導入⇒業務の効率化

3) SDGsの推進 月毎の目標設定と推進

4) 次期中期計画の策定（～R4/12）

注)

*BCP（事業継続計画：Business Continuity Plan）

*LIFE（科学的介護情報システム：Long-term care system For Evidence）

*SDGs（持続可能な開発目標：Sustainable Development Goals）

（2）評議員会および役員会等の運営

永光会の各種事業の執行のため、法令の定めに応じ評議員会、役員会等を開催する。

*評議員会：定時評議員会 令和4年6月

臨時評議員会 定款第10条に定める事項の発生時

*役員会：第1回 前年度事業報告、決算報告 令和4年5月

第2回 補正予算編成及び職務執行状況の報告（2回以上）

第3回 次年度事業計画、予算 令和5年3月

*監事監査：監事報告の作成 令和4年5月

*評議員選任・解任委員会：必要に応じて開催

（3）法人運営会議（業務執行理事会議）の開催

永光荘、清流の郷、居宅介護支援事業所及び地域包括支援センターの経営

に関し直面する諸課題の具体的な執行推進（1回/月）。

* 構成員：理事長、施設長、事務長および参加の必要な職員。

(4) 法人行動指針に沿った具体的な取組み

1) 法人組織統治（ガバナンス）

- ①法改正等に準拠した諸規程・規則等の迅速な改定（法改正後1カ月以内）。
- ②永光会基本理念・運営方針・倫理綱領等の職員への徹底（通年）。

2) コンプライアンスの徹底

- ①コンプライアンス体制の再構築
- ②コンプライアンス教育の徹底

3) 事業運営の透明化（広報委員会担当）

- ①財務諸表等の経営情報の積極的開示（改定の都度）。
 - a 永光会たより、ホームページ及び電子開示システムを活用した開示。
- ②法人情報の地域への発信。
 - a 広報誌「永光会たより」の発行（4回/年）。
 - b 法人ホームページでの発信（1回以上/月）。

4) 財務規律の強化

- ①安定した収益の確保かつ公正な支出による健全な財政基盤の確立及び法人財産の適正管理。
- ②社会福祉充実残額の継続算定。

5) 地域における公益的な取組の推進

- ①県、県社協、市社協等の事業への参画。
 - a 群馬県ふくし総合相談支援事業「なんでも福祉相談」相談員登録7人。
 - b 県災害福祉支援ネットワーク事業への参画他。
- ②永光会の単独の取組。
 - a 福祉有償運送事業継続実施。
 - b 古巻地区自主防災連絡会等への参画（永光荘）。

6) 人材確保と定着に向けた取組み

- a 実習生の積極的受入れ、情報交換会や就職説明会への参加。
- b 働きやすい職場環境の整備とPR（高校生向けパンフレットの配布）
- c 人事考課制度の活用と計画的な研修等の実施。
- d ICT技術の導入を行い、省力化を推進。

表一1 《法人検討委員会》

委員会名	会議内容	実施回数
法人運営会議 (業務執行理事会議)	永光荘、清流の郷、居宅介護支援事業所、 地域包括支援センターの経営に関し直面する 諸課題の具体的な執行推進	1回/月
広報委員会	広報誌「永光会たより」とホームページそ の他法人の広報に関する事項の検討・決定	1回/月
人事考課検討委員会	人事考課制度の導入及び運用に関する事項 の検討・提案	1回/月

表一2 《SDGs取組状況》

項目	具体的な実施項目	今後の取組み
 3. すべての人に 健康と福祉を	・基本事業 目の前の高齢者一人ひとりに的確な 福祉・介護サービスの提供 ⇒ サービスの質の向上への取組みと共生社会への参画	
 4. 質の高い教育 をみんなに	・職員スキルアップのため資格・専門研修へ派遣 ・法人の介護福祉士修学資金貸与制度 ・県社協介護福祉士修学資金貸付制度連帯保証人 (留学生) ⇒Web研修を含む参加の多様化に対応 事業継続	
 5. ジェンダーの 平等を実現しよう	・育児休業規則に基く働き方の選択の支援 ・性差によるキャリアアップの制限なし ⇒人事考課制度に基くキャリアアップ	
 7. エネルギーを みんなにそして クリーンに	・LED照明の使用 ⇒太陽光・蓄電池等の情報精査 公用車の電気自動車転換への研究	
 8. 働きがいも 経済成長も	・多様な人材の活用 高齢者・障害者・外国人 ⇒多様な働き方の創出	
 11. 住み続けら れるまちづく りを	・地域包括支援センター 地域共生社会 ・福祉避難所 ⇒渋川市高齢者福祉計画への参画 福祉避難所を含 むBCP作成	
 12. つくる責任 つかう責任	・施設所有資産・器具備品の使用 ⇒正しく使い使用寿命を延ばす	